

**「食料・農林水産分野における GX 加速化研究会」
～「みどり加速化 GX プラン」の策定に向けて～
開催要領**

制定：令和 7 年 10 月 29 日

1 趣旨

2021 年の「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月 12 日みどりの食料システム戦略本部決定。以下「みどり戦略」という。）策定以降、みどり認定を受けた経営体は 3 万を超え、オーガニックビレッジも 150 市町村を突破するなど、生産現場における環境負荷低減の取組は着実に進展が見られる。また、「みえるらべる」による消費者への働きかけや、J-クレジット等を通じた民間投資の動きも拡大している。

その一方で、2024 年には世界の平均気温が史上最高値を記録し、本年も我が国では高温や渇水による生産現場への影響が懸念されているところ。

さらに、温室効果ガス排出量取引制度（GX-ETS）の始動も控え、GX の推進が分野横断的な課題となっていることも踏まえると、食料・農林水産分野の持続性を高めていくためには、みどり戦略の取組の加速化を通じて GX の推進を図っていくことが重要である。

こうした状況の下、農林水産省では「食料・農業・農村基本計画」（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）に基づき 2030 年までを目途として集中的に推進すべき施策を「みどり加速化 GX プラン」としてとりまとめることとしている。

このため、食料・農林水産分野における GX 推進を実現する「みどり戦略」の加速化の要点をおさえ、生産現場の実態の把握と当面の重要課題の洗い出し、対応する効果的な施策の見極めを行うことを目的として「食料・農林水産分野における GX 加速化研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、食料システムの多様な関係者の意見を聴取することとする。

2 研究会の招集

研究会は、大臣官房技術総括審議官が招集する。

3 出席者

研究会には、農林水産省の求めに応じて、環境負荷低減に取り組む生産者及び生産者団体、民間指導団体、流通事業者、加工事業者、販売事業者、消費者団体、環境負荷低減技術・サービスの提供事業者、自治体職員、GX に関する有識者等が出席するものとする。

4 事務局

- (1) 研究会は原則として非公開とする。
- (2) 配付資料及び議事概要は、研究会終了後、農林水産省ホームページに掲載する。
ただし、出席者からの提出資料であって、当該者が非公開とすることを希望したもの及び非公開とすることが適当であると事務局が認める資料については、この限りではない。
- (3) 研究会の事務局は、農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループにおいて行う。